

平成30年第6回木島平村教育委員会定例会議録

1 開催日時 平成30年6月27日（水）15：30～16：49

2 場 所 木島平村役場 議員控室

3 出 席 教 育 長 小林 弘
教育長職務代理者 佐藤 秀雄
委 員 山崎 麻紀
委 員 本山三智子
委 員 池田 剛

4 出席した事務局職員

子育て支援課長 山寄 真澄
生涯学習課長 高森 喜久
子育て支援係長 大口 晴男
生涯学習係長 小林 正俊

1 開 会 午後3時30分

2 前回会議録朗読承認（署名）

平成30年5月23日開催の平成30年第5回木島平村教育委員会定例会会議録を山寄子育て支援課長が朗読し、出席委員全員が内容を確認のうえ、全員が承認し署名した。

3 教育長報告

（1）報道されている学校の安全管理の面での大阪北部地震による高槻市小学校のブロック塀倒壊下敷きによる小学生死亡惨事に対する、本村教育委員会事務局、保育園、小中学校においての通学（園）路緊急点検実施状況、併せて当日配布資料隣組回覧ちらし「通学路の安全確保についてのお願い」について、虐待の面での横浜市幼児虐待について、不審者の面での静岡県藤枝市小学校における少年による小学生傷害事件、富山市における小学校近くの交番での事件について、その他神戸市における教育関係者のいじめ調査隠蔽について説明した。

資料4-1により本村小中学校における学校閉庁日の設定について、受動喫煙防止対策としての本村保育園、小中学校の状況と敷地内全面禁煙に向けての今後の取組みについて説明した。

教育委員会・学校関係者による小諸市教育委員会へのICT教育・外国語教育に関する教育委員会研修について、当日配布資料「木島平村教育委員会研修視察日程について」により説明した。

（2）5月市町村教育委員会連絡会の際に示された資料に基づき要旨を資料1（職員の綱紀の保持、学校における働き方改革推進について、その他敷地内全面禁煙に向けた取組について他）により報告した。

4 議 事

（1）議案第11号 木島平村教育委員会委員の辞職の同意について

山寄課長

本日、当初予定に無かった訳ですが、議事事項が追加となっています。本日配付の追加議案表により、追加で議事をお願いいたします。

小林教育長

議案第11号 木島平村教育委員会委員の辞職の同意については、池田剛委員に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、池田委員は退席をお願いいたします。

[池田委員退席]

小林教育長

それでは、議事に入ります。
議案第11号 木島平村教育委員会委員の辞職の同意についてを議題とします。事務局から説明と辞職願の朗読をお願いします。

○説 明

山崎課長

議案11号朗読

辞職願朗読

本日の議事提案理由は、池田剛委員より辞職願が提出されたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、同意を得る必要があるためです。以上でございます。

小林教育長

ここで、一旦休会とします。

休会 午後4時から午後4時5分

小林教育長

再開いたします。では、お諮りをいたします。
池田剛委員の委員辞職について、同意することに御異議ございませんでしょうか。

[異議なしの発言]

小林教育長

異議なしと認めます。

よって、教育委員会は、池田剛委員の辞職に同意いたします。
ここで、池田委員の入室をお願いいたします。

[池田委員着席]

小林教育長

委員の辞職に伴い、今後、教育委員会として必要な手続について、事務局から説明はありますか。

山寄課長

教育委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、当該地方公共団体の長の同意を得る必要があります。池田剛委員の辞職につきまして、既に村長も同意されていますので、池田委員につきまして、本年6月30日をもって辞職となります。

5 協 議

- (1) 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について
・教職員の任免その他の進退等に関する了解事項取り交し

小林教育長

それでは4協議事項に入ります。(1) 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について、教職員の任免その他の進退等に関する了解事項取り交しということで、お願ひします。

○説 明

山寄課長

それでは資料2をご覧ください。県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整についてということであります。昨年もこの時期に協議をいただきました。

○資料2に基づき説明

小林教育長

了解事項、覚書、協議でありますかよろしいでしょうか。

(特段意見無し)

○出席者全員が承認した。

(2) 営利企業等従事許可願いについて

小林教育長

それでは、(2) 営利企業等従事許可願いについてということでこれはどうしますか。

○説明

山寄課長

はい、最初に私の方から説明いたします。資料3をお願いいたします。営利企業従事許可願いの可否については、木島平村教育委員会事務処理規則では、教育長専決事項であります、今日は協議をお願いしたいということあります。

○資料3に基づき説明

既に書籍については出版となっているということであります。講義については8月であり相手方の東京大学では予定している件となりますが可否について協議願います。

小林教育長

私の方で補足説明をいたします。私がこの書籍について知ったのは、4月に入ってからであります。この本を出すことについては、既に昨年度、平成29年度からあったということで、この学びの光源というのは、所謂協同の学びというか、そこに関するも

のである訳で、東大の先生のそれに基づく、これを教諭自身が自分で研究をし、今までの実践を本に纏めたということで、この4月に現校長からこういう様な本が本人から出版されると、そして色々中野市の中野平中学校、安曇野等々のそういう研究会の折に販売をしていいかどうかというような、まず話がありました。

私、中身を見て一番最後、著者の紹介というところがあります。で、その本を見た時に一番気になったのは一番最後です。東京大学教育学部非常勤講師とあるのですね。現在長野県の所謂木島平中学校の教諭であるのですが、どうしてこの著者に東京大学の教育学部非常勤講師という肩書をこの本のところに入れなくてはいけないのかということにまず疑問を持ちまして、この非常勤講師という肩書を入れる過程について現校長に一寸本人に聞いてくれと、今までのその過程があつたらその書類をコピーで欲しいという話をしました。そうしますと非常勤講師の委嘱と、前のページとなりますが、3月5日付けで来ているのですね、非常勤講師の委嘱について、これ回覧で所謂前任の校長の印のついたものがありました。ということは、こういう場合に今、課長の方から今説明がありましたように、村立小中学校の職員の服務規程の第20条に抵触する訳であります。で、私も前任の校長にこういうことがあるのだということで、どうして教育委員会に相談が無かったのかと聞くと、相談をする必要性を感じていなかつたという様なそういう意識がありました。で、現校長にも本人にも聞いたら、そういうことを出すということは知らなかつた。そう言つていまして、だから管理職がやはりこういう場合には、常に教育委員会に連絡を取つてどういうものかというような話があるべきであります。既に年度が変わって4月に新しい校長の方からこういうことが出てきたので、当初私は東大の非常勤講師という形で夏に集中講義の講師として行くのはどんなものかと、一寸賛成できないという様なことを申し上げました。で、また本についても、既にネット上で販売されています。好きなように明治図書の所に入力しますと、好きなものが入るので。ですからここにあります様に初版が1,000部、著者の買上げ部数400部、これは教諭が自分で、自腹で買ったと、いうことで後のことについては明治図書の、売れば売るほど明治図書の収益になるという様な形で、後、そちらの400部以外の明治図書でネット販売されたものに

については印税は入らないと、いう様な話でありました。そんな色々な経緯、県の教育委員会、主幹指導主事等々連絡を取りながら今回教育長専決事項であります、教育委員の皆様方にも、協議、そしてまた、こういう事もあるということを知っていただいてご意見をお聞きしたいなど、ただ今課長が申し上げましたように、既に東京大学の方では夏期講座の講師として行くようになつていると、ということで本年度はこれ許可するというのは本年度限定、来年度もいいですよということではなくて、本年度既にそういうことになっているので本年度は、については許可せざるを得ないかなと、いう様な私は気持ちであります。いずれにしましても、一般教諭が、肩書がね、非常勤講師というこれ自体が非常に、誰が見てもというか大変不思議な感じがする著者の紹介であるという事がありました。そういうことで、結論的には、まあ今年は、ということになりますが、皆さんのご意見をお聞きしたいということで今日の協議題に上げさせていただいております。如何でしょうかね。率直なご意見をお聞きできればと思います。

佐藤委員

これは、あの具体的には分からぬのですけど、例えば筑波大学とかなんとか附属の先生とか、理科関係で本を出している先生がいるのですよ、そういう所謂長野県と限らないのですけれど、そういう場合どういう扱い、先の印税の話もあるのですけれど、まあ、県教委の見解もあるでしょうから、どういうふうに扱っているのか、他所の県では前例があるような気がするのですけれど、長野県であるのか私一寸分からぬけれども、ある可能性はあると思います。そこら辺との、県というかその見解を持ってその前の事例が有れば、どういうふうにそれを許可して、どういう対応をして來ているのかということと整合性があればもうちょっと分かりいいのではないかという気がします。私、派遣の事しかあまり、本の事は記憶に無いのですけれど、講師までは分からぬけれど、割と全国的に活躍している先生で名前が通っている先生って割と本を出したり、どこかへ行って講演っていうか何か講師的な事をしている先生っていうんですよ。有名変な話ですけれども。

小林教育長

本を出すこと自体は全く問題ないのです。自分自身の研究を多

くの人に知って欲しい。全く問題はありません。それで、県教委の方も当然問題ない訳であります、ただ一般教諭でありながら、この肩書が、こういう様な形にして本を出すということは如何なものかというその所が非常に問題かなと思うのですね。で、また本を出すという時には今言ったように第20条に抵触するような形で、必ず所謂他の営利企業にとか、そういう様な届出を、所属長を通して届出をする義務があるのです。その時に、良いといふのであれば、これはまあ印税の方はどの位だとそれはきっと入ると思うのですね。調べてもらうと大阪市の一つの例も載っていましたが、ただ、ここの場合には400部は限定、自分自身で、自腹でこれは払っている。他の版権はきっと明治図書に移っていると思います。明治図書はネットで、例えばそこで販売した分については本人には行かないけれども、図書出版会社の物になるという事です。

佐藤委員

400部自費出版みたいな形で買い上げていますけれども、これを例えれば研究会何かにおいて、これを販売するのですか。

小林教育長

そうです。

佐藤委員

400部の物をね。だから自分で、自腹で払ったものを、今度はなんていうかその会員の皆様に販売する。それは儲けになる訳で無いのですよね。

小林教育長

既に木島平中学校の職員にも販売をしていると、ということなので、その辺の所がどういうやり取りの中で、つまり自分の本を、ということになりますよね。きっとまあこういう本を書いたのだけれども、是非私にも譲って欲しいということで、あったのではないかと思います。それは定価から2,268円という形で職員が5、6人買ったようなことを現校長から聞きましたが、そういう所謂販売行為を許可なくして学校の中でやったという、そういう事もあります。そしてまた、中野市の方の学校の研究事業で自分の本を持って行って売りたいという様な話も私聞きました。校長さんには、それ一寸待ってくれと、それはその学校、例えば中野平中学校、平野小学校等で販売するというのは、その学

校が中野市の教育委員会の管轄下における学校であると、で、たとえ中学校、小学校であっても許可なくしてその学校で自分の図書を売るということは、やはり許可が必要でないかと、それは私が関わるものないので、その点は良いですよとかいけませんよとか言えません。という様な話は校長にはした訳ですが、この本に関する経緯はそんな様な事は色々あります。

佐藤委員

はい。これは個人なのですけれど、私昔関わって、飯山で作っていた千曲川という小さな、自然を調べた雑誌がありますが、これなんか例えば理科教育研究大会というのが、県の大会みたいのがあります。そういう所に行って販売するって事があるのですね、これは個人には入りません。お金は。あの場合は飯山の飯水の教育会だと思います。これは個人ですよね。そういう、あの、ちょっとケースは違うのですけれど、そういう事もありました。

小林教育長

実際に会場で自分の著書の本を販売する行為、売ってそこに来た人からお金を得る、自分で既に2百何万払ってあるから良いじゃないかというのと、また確り考えると一寸違うかな。例えば信教出版から来てやったり、何とか教育会で作ったのをやるのとはちょっと意味合いが違うという事であります。そんなことで今日、協議題で出させていただいた訳であります、皆さん色々ご意見をお聞きして、既に結論は出ていて、もちろん販売はいけないとか、それから集中講義には講師として行ってはいけないとか、そういう事でなくて、一応知っていただいたりまたご意見をお聞きしておくということです。よろしいでしょうか。

佐藤委員

県は特に何か言っています。

小林教育長

特に言っていません。それは市町村の。

佐藤委員

判断だと。

小林教育長

その通りです。県教委はこの事について、そういう様な指導はしません。県教委でなくて、市町村教委の、そちらのご判断でありますと。ただし、今言ったようなそういう手続きを踏んで許可

願いを出すということは必要じゃないかと。

(3) 行事等の共催後援の承認について

① 大塚山夏祭り

小林教育長

はい、それでは3番に入りますがお願ひいたします。

○説明

山崎課長

資料3-1をご覧いただきたいと思います。

○資料3-1を朗読

① 後援依頼

催事名称 大塚山夏祭り

申請者 南鳴大塚山夏祭り実行委員会

会長 梅崎行弘

開催月日 平成30年7月28日(土)

例年承認いただいている。承認の可否について協議願います。

小林教育長

ご質問ありますでしょうか。

(特段無し)

小林教育長

承認ということで、ありがとうございます。承認されました。

(4) その他 (特になし)

6 報 告

(1) 保育園及び小中学校の状況

山寄子育て支援課長が、資料4に基づき保育園及び小中学校の状況について報告した。

(2) その他 (特になし)

7 その他の事項

(1) 当面の日程 (諸行事・会議等)

山寄子育て支援課長が、当面する諸行事・会議等について説明した。

山寄子育て支援課長が、平成30年第7回教育委員会の開催日程について提案した。

全委員が了承し、「平成30年第7回教育委員会を平成30年7月31日（火）午後3時30分から」開催することに決定した。

山寄子育て支援課長が、資料5により市町村教育委員会と県教育委員会との懇談会について説明した。

(2) その他 (特になし)

8 閉 会 午後4時49分

小林教育長が閉会を宣した。